平成２１年（フ）第３８４４号
名古屋市名東区平和が丘４丁目160番地の１
パークシティ平和が丘Ｅ棟
破産者　仲　　文廣
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４５号
名古屋市名東区平和が丘４丁目160番地の１
パークシティ平和が丘Ｅ棟
破産者　仲　有里子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１６号
名古屋市守山区喜多山１丁目１番26号
破産者　後藤　和紀
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２１号
名古屋市緑区西神の倉２丁目1216番地
破産者　岡本　卓也
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６２号
名古屋市中川区小本本町２丁目35番地の１
破産者　林堂　千秋
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―608号、前住所堺市北区中百舌鳥町４丁468番地
破産者　鈴木　常夫
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７６号
大阪府大阪狭山市山本東18番地の８―413号
破産者　竹中　　彰
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９４号
神戸市長田区長尾町１丁目１番１―106号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目７番28号
破産者　沖野　幸司
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０５号
神戸市東灘区御影塚町４丁目13番13号
破産者　横白　卓見
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５５号
福岡市城南区東油山６丁目19番10号
破産者　篠崎　晃二
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘３―318―101、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番64―31号
破産者　竹田　和弘
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９９号
茨城県北茨城市華川町上小津田210番地４
破産者　佐佐木祐子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８３号
群馬県太田市鳥山上町1534　浅海ハイツＡ棟105号室、申立時の住所群馬県太田市龍舞町4364番地１
破産者　小林　正進
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３１９１号
横浜市旭区今宿１丁目23番11号
破産者　小向　　恵
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１３号
相模原市緑区相原５丁目５番24号　メゾン森の上203
破産者　栗本　知典
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３６号
東京都品川区東大井１丁目15番７号　フローラルサメズ101
破産者　高峰　　晃
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８６号
横浜市保土ケ谷区西久保町114番地233　アーバンハイツ保土ケ谷219号
破産者　木村　靖浩
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７５号
神奈川県座間市相模が丘６丁目31番29―214号　ダイアパレスヴェンティ相模が丘
破産者　植木恵美子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６６号
長野市上松２丁目23番17号
破産者　渡邉　良昭
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係